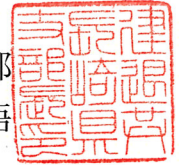


共 済 契 約 者 各 位
関 係 各 位

建退共長崎県支部
支部長 根 眞 悟



「加入・履行証明願」の申請方法の見直しについて (お知らせとお願い)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

建退共制度につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

建退共では、令和 4 年度からの「加入・履行証明書」の発行における審査の厳格化に伴い、提出書類及び確認事項等が増えており、これまで以上に審査に時間を要するようになりました。

当支部では、「加入・履行証明願」の申請受付につきましては、これまで窓口対応も行ってまいりましたが、今後審査にはかなりの時間を要することから令和 5 年 4 月 1 日より「加入・履行証明願」の申請受付を原則郵送対応とさせていただきますことといたしました。

なお、申請が集中した場合は、到着日から審査受付までに 3 週間程度のお時間をいただく可能性がございますので、申請手続きにつきましては、提出先の期日までに十分余裕を持って早目にご提出いただきますようお願い申し上げます。(受付後、不備等が発生した場合は更に発行まで時間を要します。)

また、公共工事を元請で受注された共済契約者で証紙貼付方式を採用した工事がある場合につきましては、令和 4 年から提出書類及び確認事項等が増えております。令和 4 年度は、書類の添付不足等が多く見受けられましたので、再度、令和 3 年 7 月に建退共本部から送付されている改定の内容の詳細「重要：建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行基準の改定について」及び令和 4 年 1 月に建退共長崎県支部から送付している「発行基準及び審査要領」をご確認いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

※令和 3 年度に送付された文書は、建退共長崎県支部ホームページに掲載しています。

他にも、受払簿の処理別記入例や提出要領等も掲載しておりますので、建退共長崎県支部ホームページを、是非、ご活用ください。<http://www.ngsk-kenkyou.or.jp/kentaikyuu-top.html>

この文書は、これまでの「加入・履行証明書」の発行の有無に関係なく、令和 4 年 12 月 20 日現在、契約（登録）されている共済契約者の皆様及び関係各位へ送付しているため、「加入・履行証明書」の発行を希望されない共済契約者へも届いています。「加入・履行証明書」は、経営事項審査時等に発注機関へ提出する様式となっており、主に公共工事を元請で受注する共済契約者が取得される証明書です。